

2. 阿見町での現在の推進状況（資料2参照）

② 在校等時間等の把握方法

○全校へタイムカードの導入（平成27年度より）

- ・教職員の勤務時間の意識改革と在校等時間の管理を実施している。
- ・平成30年度には、全校の教職員の在校等時間を教育委員会へ報告する体制を整備し、全校の状況を校長会、教頭会、教務主任会で確認しながら改善を図る仕組みづくりを行っている。

③ 勤務時間の上限に関する方針等の策定状況

○文部科学省の定める上限ガイドラインを参考に、町の基準を策定

- ・1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内とし、80時間を超えないことを目標と定めている。
- ・80時間を超過した場合は、管理職と個人面談を実施して改善を図っている。

④-1 部活動ガイドラインの実効性の担保

○部活動方針の策定（令和元年度より）

- ・毎週木曜日、夏休み中の学校閉庁日、年末年始（12月29日～1月3日）の他、定期試験（中間・期末テスト）前3日間、実力テスト前日を「休養日」とし、部活動を実施しない。
- ・朝の部活動を実施しない。

④-2 学校閉庁日の設定

○小中学校に学校閉庁日を設定（平成30年度より）

- ・8月12日～16日までを学校閉庁日と定め、教員の休暇取得を推進している。

④-3 ICTを活用（校務支援システム等の活用等）した事務作業の負担軽減

○統合型校務支援システム及びICT機器の導入（平成29年度より）

- ・業務の電子化による業務効率化、児童生徒の学習意欲と学力の向上、教職員の授業力向上を図っている。

④-4 留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制整備

○音声案内による留守応答機能付き電話機の設置（平成30年度より）

- ・小学校は午後6時から翌勤務日の午前7時40分まで設定している。
- ・中学校は下校時刻の1時間後から翌勤務日の午前7時40分まで設定している。

○メール配信システムの全校導入（平成29年度より）

- ・保護者への迅速な連絡体制を整備し実行している。

④－６ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導支援員の配置（平成
年より）

- ・教員の負担軽減と生徒指導の充実を図るため、スクールカウンセラーを３名（県配置２名、町独自配置１名）、スクールソーシャルワーカーを１名、生徒指導支援員を２名配置している。

④－７ 保護者や地域・社会に対する働き方改革への理解や協力を求める取組

○OPTA との協議を重ねて見直しの実施

- ・部活動方針、学校閉庁日、留守応答機能付き電話機、行事等の見直しなど、教育委員会や学校から一方的な提案ではなく、保護者と協議を重ねて理解と協力を得ながら実施している。

④－８ 行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化等

○各種行事の見直しの実施

- ・「教育の日」行事を見直し、全教員の講演会参加と児童生徒の表彰式を廃止した。
- ・小学校陸上記録会、小中学校音楽会を見直し、授業時数や練習時間確保の面から廃止した。

○各種研究事業の適性化

- ・教員による研究発表会の各部会の発表を、長期研修や論文の実践発表に変更した。

④－９ 学校に向けた調査・統計業務の削減

○各種コンクールの審査業務の削減

- ・出展作品数や教員の審査依頼の見直しを図っている。

その他の取り組み

○町共同学校事務室の設置（平成３０年度より）

- ・学校事務員の事務業務の共同実施により、効率化と事務処理体制を強化するとともに教員の負担軽減を図っている。

3. 今後に向けた課題と令和2年度の見通し

○改正給特法の成立に伴う働き方改革の推進と整備

- ・1年単位の変形労働時間制の適用の検討
- ・業務量の適切な管理等に関する指針策定に伴う規則制定

○各中学校への不登校対策支援の強化

- ・不登校支援教室の設置と不登校対策指導員の配置

○学校閉庁日の拡充

- ・現行の8月12日～16日までに加えて、各校の創立記念日、県民の日（11月13日）、年末（12月27日、28日）、年始（1月4日、5日）を追加

○2学期制導入の検討